

姫 監 公 表 第 5 号

令和 4年 3月 28日

| | |
|---------|---------|
| 姫路市監査委員 | 甲 良 佳 司 |
| 同 | 芝 野 稔 |
| 同 | 宮 本 吉 秀 |
| 同 | 川 島 淳 良 |

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（前期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書
- 3 健康福祉局（前期）定期監査結果報告書
- 4 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 5 市民局（後期）定期監査及び指定管理者監査結果報告書

令和3年度 健康福祉局（前期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

健康福祉局

長寿社会支援部 高齢者支援課、地域包括支援課、介護保険課

生活援護室

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和3年10月18日から同年12月23日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金（高齢者支援課）

イ その他の養護老人ホーム受益者負担金（高齢者支援課）

ウ 在宅高齢者介護手当返還金（高齢者支援課）

エ 第一号被保険者保険料（介護保険課）

オ 離島部介護サービス提供体制支援事業費（介護保険課）

カ 介護給付損害賠償収入（介護保険課）

キ 介護サービス等諸費不当利得返還金(介護保険課)

ク 生活保護費返還金(生活援護室)

ケ 緊急援護資金貸付金償還金(生活援護室)

コ 生活保護受給者技能修得事業費戻入(生活援護室)

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。